

こんな話をよく聞きます

◆税にまつわる疑問

Q 少額滞納でも滞納処分の対象になるのですか？

滞納金額に関係なく、差し押さえの対象になります。

Q 車や家のローン(借金)があるから税金を納付することができません。

税金は、地方税法第14条で「税金は全ての債権に先だって徴収する。」と定められており、借金よりも優先して支払わなければなりません。

Q 勝手に財産を調べるのはプライバシーの侵害ではないですか？

税金を滞納すると、国税徴収法、地方税法に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。この権限により調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は協力の義務が生じます。

こうした財産調査は、個人情報保護法には抵触せず、たとえ勝手に許可なく財産を調べられてもプライバシーの侵害にはなりません。

Q 滞納処分(差し押さえ)の前、自宅訪問や電話連絡や電話連絡はしないのですか？

滞納処分を執行するために自宅訪問や電話連絡をすることは原則ありません。税金は、納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分の対象となります。

◆口座振替をご利用ください

町税等は、口座振替で納付できます。うっかり納付を忘れて、督促や催告を受けないためにも、安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。

【口座振替の受付窓口】

ゆうちよ銀行及び郵便局、北海道銀行各本支店、遠軽信用金庫各本支店、えんゆう農業協同組合、湧別町農業協同組合、湧別町漁業協同組合、オホーツクはまなす農業協同組合

◆コンビニでも納付できます

町税等は、コンビニエンスストアでも納付できます。土・日曜日、祝日や夜間など時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。

なお、「納期限を過ぎた納付書」や「30万円を超えた額の納付書」「バーコード印字がない納付書」などは、お取り扱いができませんので、ご注意ください。

【利用できるコンビニ店舗】

セイコーマート、セブンイレブン、ローソン、スパア(北海道)など



◆まずは納税相談を……

病気や失業、収入が大きく減少したなど、やむを得ないご家庭の事情や生活の困窮などにより、納期限内に税金を納めることができなくなる場合もあると思います。

特別の事情により、納付が困難な場合には、そのまま放置せずに、まずは連絡をお願いします。

連絡がないと個別のご事情を町では把握できませんので、法律の定めにより滞納処分等を行わなくてはならなくなります。

納税相談は、お電話のほか、来庁いただいたの相談、担当者が訪問しての納税相談も可能です。

湧別町では町税滞納額の縮減に向け、今年度より「納税係」が設置されました。すぐに納税することが困難な場合は、まずは住民税務課納税係にご相談ください。

【ご相談窓口】

湧別町役場 住民税務課 納税係



☎2-58803

納期限内の納付にご協力ください

# STOP! 滞納



町民の皆さまに納めていただいている税金は、福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、私たちの安心で健康な暮らしを支えるため、非常に大切な財源となっています。

税金は、納期限内に自主納付することが原則ですが、実際は納期限を過ぎても税金を納めない方（以下「滞納者」といいます。）が存在し、その滞納が町財政を圧迫する要因となっています。

町に納めていただいている税金には、町税（個人町道民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税）と国民健康保険税とがありますが、過去3年間の平均収納率は、98・4%となっており、滞納者は全体の1.6%です。

このように大多数の町民の皆さまは、家計費の中で税金を納めた上で生活を営まれています。様々な理由により納付が困難な方もいらっしゃると思いますが、滞納者の中には、遊興費や車のローンなどの支払いを理由に税金を滞納する悪質滞納者もいます。

滞納をそのままにすることは、納期限内に納税している大多数の町民の皆さまとの公平性を欠くこととなります。

そのため、湧別町では、**納税相談も納付もない滞納者**への滞納処分を徹底します。

## 滞納処分とは？ ～滞納が続くと…～

地方税法等によると、納期限を経過し、督促状を発送した日から起算して、10日以内に納付がない場合は納税義務者が所有する財産を差し押さえなければならいとされています。

滞納処分は、督促状等により通告しているため、事前に連絡することなく執行します。

## 平成26年度の町税滞納処分(差し押さえ)実施状況

財産の種類	件数	金額
給与・預貯金等	21件	2,329,122円

### ◆滞納処分（差し押さえ）までの流れ

